

医療情報取得加算について

マイナンバーカードはオンライン資格確認において健康保険証【マイナ保険証】として利用できます。

子ども総合センター附属診療所（室）では、下記のとおりオンライン資格確認の体制を整備するとともに、「医療情報取得加算」を算定しています。

- ◇ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◇ 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行います。
- ◇ 薬剤情報・健診結果などの情報を取得・活用して診療を行います。

【初診時】

医療情報取得加算	1 点
----------	-----

【再診時】

医療情報取得加算（3月に1回に限り算定）	1 点
----------------------	-----

【マイナ保険証】（マイナンバーカードの保険証利用）で診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

子ども総合センター附属診療所（室）管理者